

医療事故、院内調査で大丈夫？ ～「あつてはならない事故」でも「問題ない」？～

NHK チーフ・ディレクター 小宮 英美

医療事故の調査のあり方について、5月末に検討会の報告がまとまり、診療行為に関連して患者が予期されずに死亡した場合、医療機関は第三者機関に届け出るとともに速やかに院内調査を行い、遺族と第三者機関に報告することが義務付けられることになりました。秋の臨時国会で医療法改正案として審議・法制化される方向で、メディアでも大きく報道されました。

これまでは予期しない医療事故で患者が死亡しても、院内調査が行われないことも多く、警察が捜査しても不起訴になり、残された遺族には、患者が何故死んだのか全く理由が明らかにされないことも多々ありました。まずは前進と評価したいと思います。また、院内調査に遺族が納得できない場合、第三者機関に調査を申請できる道が開かれたことも大きな前進です。

心配なのは、医療機関に義務付けられた「院内事故調査」です。この院内調査が身内だけでいい加減に行われれば、遺族は

納得できないと思います。友人の兄が今年1月、都内の大病院で初期の肺がんの手術を受け、予期しない事故で大量出血して亡くなりました。数時間でも終わるといわれた手術は翌日になっても続けられ、蘇生も実らず亡くなりました。遺族には、「手術中であつてはならない事故が発生し、肺動脈を損傷して大量出血を起こし、止血や輸血、蘇生を行ったが、功を奏さなかった」と説明されました。

当然警察の捜査も入りましたが、手術中記録されているはずの映像は、なぜか「記録装置の不具合により録画されていない」と説明されたそうです。後日、「院内調査を行う。外部委員も入れる」といわれましたが、6月に出来上がった報告書には調査委員の名前や肩書、人数も全く記されておらず、5ページ足らずの報告書には、「右肺動脈を剝離中に損傷した」と書かれているものの、「当日の手術手技」「当該科の管理体制・指導体制」など全ての調査項目

について「適切に対応した」問題はなかった」と書かれています。また、「哀悼」「冥福」の言葉はあつても「謝罪」は全く記されていませんでした。遺族は受け取りを拒否しました。「あまりにも誠意がない。尊厳を傷つけられた」と感じたそうです。

院内調査では当然、何が起こったのが客観的に明らかにされ、調査委員の名前や肩書を明らかにする、外部の第三者も加わって医学会の常識にかなう評価をするなど、遺族から見ても正当な報告書と受け止められる条件が整っていることが必要です。また、医療機関側が「医療事故には当たらない」と勝手に判断するようなことが許されないことも重要です。

院内調査のガイドラインは今後、専門家会議などで作られていくそうですが、真に実効性のあるガイドラインが作られ、「お友達外部委員」や「言い訳報告書」「事実の隠ぺい」などが横行しないよう、注意深く見守っていく必要があります。